

4 既存の木材利用への影響

FIT 法施行規則第 5 条第 1 項第 11 号ロ及びハの規定に基づく発電事業計画の認定基準には、「当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること」とともに「当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること」が示されている。

(参考) FIT 法施行規則 (抄)

(認定基準)

第五条 (略)

一～十 (略)

十一 当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること。

十二～十五 (略)

2 (略)

既存の木材利用における木材調達を確保しつつ、当該地域に進出する木質バイオマス発電事業者が安定的な木材調達を確保するためには、当該地域に対する木材供給の拡大が不可欠である。

しかしながら、国内の林業従事者数が長期的に減少傾向(注1)にある中、必ずしも現状以上の増産に即応できる事業者ばかりではない(注2)。また、現状は、作業道が十分に整備されていて比較的伐採作業が容易な地域からの出材がなされているが、将来的には、十分な路網がなくよりコストのかかる奥地まで作業範囲を広げなければ安定的な木材供給ができないおそれがあるといった意見もみられるなど、木材の生産効率が低下していくことも考えられる。このように木質バイオマス発電設備の進出による木材需要の増加に対し、様々な要因によって、十分な木材供給が確保できない場合が想定され得る。また、それによる地域の木材需給のひっ迫は、地域における木材調達の競合を引き起こし、国内外への木材調達範囲の拡大を招くおそれが懸念される。

(注1) 国勢調査(総務省)によれば、林業従事者数は、12万6,343人(1985年)から4万5,440人(2015年)と長期的に減少傾向で推移している。

(注2) 調査対象23森林組合のうち、現状以上の増産に「対応できる」としたのは10組合(43.5%)、「対応できない」としたのは13組合(56.5%)

(1) 他業種の木材利用への影響

木質バイオマス発電設備の進出による他業種の木材利用への影響として、これまで小径木(注3)を活用してきた事業者において、小径木自体の減少(注4)に加え、より高値で調達する木質バイオマス発電向けに流れたことで市場への流通量が減り、木材調達に支障が生じたとする例(注5)がみられた。

また、畜産業者に供給しているおが粉の価格が上昇し畜産業者の負担が増えたとする意見もみられた。

(注3) 直径が13cm程度以下のもので比較的細く、柱材としては活用されないもの。

(注4) 森林資源の現況(林野庁)によれば、人工林の1齢級(1年生～5年生)から5齢級(21年生～25年生)までの森林蓄積量は、森林資源の成長に伴って11万2,054 m³(平成19年3月)から5万5,889 m³(平成29年3月)に半減している。また、木材統計調査(林野庁)によれば、スギ小丸太(径8.0～13.0cm)の価格は、9,400円/m³(平成23年)から1万1,200円/m³(平成29年)に上昇している。

(注5) 他業種の木材利用への支障例

- i) 街路樹の支柱用などに用いられる小径木が燃料用に流れたことで、市場での調達が困難となり、土木資材等の生産者は、直接山元に頼み込んで何とか木材を確保している状況で苦慮している。
- ii) 細い原木を使用する木材加工事業者2社(荷敷用の部材の製造会社)において、従来使用してきた原木が発電所向けの木材チップ生産に回り、必要量が確保できなくなり事業活動に支障が生じた。このうち1社は原木を生産する事業者から直接買い付けるなどして原木を確保したが、もう1社はその後借入金があったことから廃業に追い込まれたとしている。

このほか、製紙業界においては、ペーパーレス化の影響等によって製紙需要が減少しており、市場原理に従えば、需要の減少に伴って木材の取引価格も下落していくべきところ、競合する木質バイオマス発電の取引価格がFIT法に基づく固定買取価格に連動して高止まりしており、需要に応じた価格調整がなされていないとする意見がみられた。

なお、製材用材等が燃料材として使用される例については、現時点では、両者の取引価格の差が大きいとしてほとんど把握されなかった(注6)。

(注6) 市況に応じ、建築用や合板用の需要が伴わない場合には、木材を仕分ける手間や経費を考慮して、丸太の全体を燃料用に流す例があるとするものがみられた。

(2) 先発の木質バイオマス発電事業者への影響

新たな木質バイオマス発電設備の進出による先発の木質バイオマス発電事業者への影響について、調査対象22発電事業者のうち5事業者では、後発の木質バイオマス発電事業者の参入によって、木材の調達量の不足や調達価格の上昇が発生し、必要量を確保するためにより遠方の事業者から調達せざるを得なくなったなどとして、燃料調達に苦慮したとしている。中には、新たな取引先からの緊急購入や取引価格の値上げなどによっても必要量を確保することができず、一定期間稼働を停止した例(再掲)もみられた。

なお、当省が意見聴取した有識者からも、木質バイオマス発電設備の稼働に起因する地域の木材需給のひっ迫を懸念する意見が示されている(注7)。

(注7) 木材需給のひっ迫を懸念する有識者意見

i) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場主査 酒井明香

平成29年度に、北海道内で稼働中の3基の木質バイオマス発電設備への道内の未利用木質の供給可能性を分析したところ、既存需要と競合のない林地残材を最大に活用しても、各基の需要量の4～38%のみしか供給できない結果となり、製紙向け等の低質材を用いない限り、いずれの木質バイオマス発電設備においても供給量が不足すると推計された。これ以上、新たな木質バイオマス発電設備が増加すれば、北海道内において、未利用木質の供給が不足し木材市況が高騰したり、伐採により森林資源が不足したりすること等が懸念される。

ii) 高知大学名誉教授 川田勲

四国内で稼働している 4 基の木質バイオマス発電設備の中には、他の都道府県から燃料用木材を調達しているところがあるが、現在も全国で新規認定がなされており、今後、全国的にも他の都道府県からの調達は困難になると思われる。今後の木質バイオマス発電所には、大量の木材供給が可能な事業者や都道府県森林組合連合会などの安定した木材供給が見込める事業者との供給体制づくりが求められる。

iii) 兵庫県森林組合連合会参与 塩谷元宏

兵庫県内で稼働している木質バイオマス発電 3 設備における未利用木質の使用量は、既に県内生産量を上回っているため、現在、その増産に向けた努力が続けられている。これら 3 設備のほか、新規事業者及び県外事業者が未利用木質を計画以上に調達しようとする、需給バランスが崩れ、上質材の供給量や木材価格にも影響するので、各事業者は計画どおりの調達量を守ってほしい。